

第 30 号 議 案

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例（昭和47年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅</u></p> <p>(5) <u>次条の規定により地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(災害危険住宅の移転に対する補助)</p> <p>第 4 条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次条の規定により地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅</u></p> <p>(5) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する基礎調査を完了し、第 3 号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(災害危険住宅の移転に対する補助)</p> <p>第 4 条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害</p>